重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日			
記入者名	中尾 善恵			
所属・職名	サニーライフ桃山台 管理者			

1 事業主体概要

to the	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かわしまこーぽれーしょん					
名称	株式会社 川島コーポレーミ	ション				
主たる事務所の所在地	〒 292−1161	〒 292−1161				
土たる事務所の別任地	千葉県君津市東猪原248番地2					
	電話番号/FAX番号	0439-37-3600 / 0439-37-3603				
連絡先	メールアドレス					
	ホームページアドレス	"https://www.sunnylife-group.co.jp				
代表者 (職名/氏名)	代表取締役	/ 川島 輝雄				
設立年月日	平成 2年9月17日					
主な実施事業	肯料老人ホームの運営・管理					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ さに一らいふももやまだい						
11 (IV)	有料老人ホー	ーム サニーライフ桃山台					
届出・登録の区分	有料老人ホー	ーム設置時の老人福祉法第29	条第1項	に規定する届出			
有料老人ホームの類型	介護付(一般	设型特定施設入居者生活介護	提供する	場合)			
所在地	〒561-0861						
別往地	大阪府豊中市	市東泉丘4丁目5番55号					
主な利用交通手段		北大阪急行電鉄南北線桃山台駅 徒歩16分(約1.3km)、又は、駅より阪急バス55系統「緑地公園グリーンハイツ前」行きに乗り、「ジオ緑地住宅前」下車徒歩1分。					
	電話番号		06-684	06-6845-1800			
連絡先	FAX番号		06-684	06-6845-1802			
	ホームペーシ	ジアドレス	"https://	"https://www.sunnylife-group.co.jp/osaka/272035/momoyamadai			
管理者 (職名/氏名)	有料老人ホーム サニーライフ桃山台管理者			中尾 善恵			
開設日/届出受理日・登録 日(登録番号)	令和	01年05月01日		平成	30年11月20日 豊健高第2031号		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	第27	74010041号	所管している自治体名	豊中市
特定施設入居者生活介護指 定日	令和	05年06月01日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	第2774010041号		所管している自治体名	豊中市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和	05年06月01日		

3 建物概要

	権利形態		抵当権		契約の自動	更新			
土地	賃貸借契約の期間	平成				\sim			
	面積	4	2,840.5 m ²						
	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動	更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	31年4月2	31年4月26日 ~ 令和			令和	26年4月30日	
	延床面積	4	4, 113. 4	㎡(うち有	料老人ホーム	部分		4, 113. 4	m²)
建物	竣工日	平成	31年4月2	26日		用途区分	}	有料老人	ホーム
建物	耐火構造	耐火建築物			その他の	湯合:			
	構造	鉄骨造			その他の)場合:			
	階数	5	階	(地上	5	階、地階		階)	
	サ高住に登録して	いる場合	、登録基	と 準への 通	百合性				
	総戸数	124	戸	届出又は	登録(指定) をした	室数	124室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相 部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	×	×	0	17. 3 m ² ∼ 18. 9 m ²	124	
居室の									
ガ 呈 ジ 状況									
	共用トイレ	5	か所	うち男女	別の対応が可能なトイレ		イレ	5	か所
	2,7,14,1,1,1		721	うち車椅	子等の対応	が可能な	トイレ	5	か所
	共用浴室	大浴場	1	か所	個室	1	か所		
	共用浴室における介 護浴槽	機械浴	1	か所	チェアー 浴		か所	その他:	
	食堂	5	か所	面積	336. 0	m²	入居者や家族		なし
共用施設	機能訓練室	1	か所	面積	64. 3	m²	できる調理	設備	16 0
	エレベーター	あり(ス	トレッチ・	ャー対応)		2	か所		
	廊下	中廊下	2. 1	m	片廊下	1.8	m		
	汚物処理室	į	5	か所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	来心远来及世	通報先	事務室		通報先から	居室までの	到着予定時間		3分
	その他	健康管理	室、談話:	ューナー ^東	食堂				
	消火器	あり	自動火災報	知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定						
	防火管理者	あり	防災計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	П
						•			

4 サービスの内容

(全体の方針)

(Ξ,	体の方針)				
運営に関する方針			老人福祉法、介護保険法等の趣旨に従い、入居者の意思及び人格を尊重し常に 入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。		
サー	- ビスの提供内容に関する特色		入居者の心身の特性を踏まえその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む ことができるよう、サービスの提供に努めるものとする。		
各サ	ービスの提供形態				
	サービス種類	提供形態	委託業者名等		
	入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施			
	食事の提供	自ら実施			
Jaa	調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施			
1	建康管理の支援 (供与)	自ら実施			
	上記サービスの提供内容		「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり		
Ī	状況把握・生活相談サービス	自ら実施			
	提供内容		介護・看護スタッフによる定期的巡回点検並びにバイタルチェック・健康相談 等		
	サ高住の場合、常駐する者				
1	建康診断の定期検診	委託	協力医療機関等		
	提供方法	•	利用者の要望に基づき、年2回実施(費用は利用者負担)		
虐待	†防止に関する方針		①虐待防止に関する責任者は、施設の管理者です。 ②施業者に対して、虐待防止研修を実施している。 ③八居者及び家族等に若精解決体制を雇用している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を 行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合 は、速やかに市町村に通報する。		
身体的拘束に関する方針			①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得す身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じてその方法、期間、最長で1ヵ月)を定め、それらを含む入居者の状況や行う理由を記録する。又、家族等へ説即を行い同意書をいただく。(継続して行う場合は概ね1か月毎行う。)②経過観及び記録をする。③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善散組等について検討する。④1か月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。		

(介護サービスの内容)

(介護サービスの内容)						
特定施設サービス計画及び介護予防特定 施設サービス計画等の作成	(3)計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入 居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状况等のアセスメント 等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等 を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画(以下、 計画」という。)を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者 及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得た上 で交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居 者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 (3)計画に基づくサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 (4) (7・1億) サービスの目標及びその達成時期等を整り込んだ計画の実施状況 の把握(「モニタリング」という。)を行う。 (5) (16) 計画に記載し でいるサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実 施状況の伊握(「モニタリング」という。)を行う。 (6) 計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。					
食事の提供及び介助		介助が必要な利用者 ざみ食、流動食等の	に対して、介助を行い 提供を行います。	ハます。又、嚥下困		
日常		な利用者に対し、1週 身体を拭く)、洗髪	I間に2回以上、入浴 などを行います。	(全身浴・部分浴)		
生排泄介助	介助が必要な利 ます。	用者に対して、トイ	レ誘導、排泄の介助・	やおむつ交換を行い		
上の更衣介助世	介助が必要な利	用者に対して、上着、	、下着の更衣の介助	を行います。		
移動・移乗介助	あり	介助が必要な利用	者に対して、室内の	移動、車いすへ移乗の介助を行います。		
服薬介助	あり	介助が必要な利用 確認を行います。	者に対して、配剤さ	れた薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の		
日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に対す。	芯じて、食事、入浴、	、排せつ、更衣などの	の日常生活動作を通じた訓練を行いま		
機能 に が が が が が が が が が が が が		芯じて、集団的に行	うレクリエーション	や歌唱、体操などを通じた訓練を行いま		
線 器具等を使用した訓練	あり	利用者の能力に応 を使用した訓練を行		員が専門的知識に基づき、器械・器具等		
そ創作活動など	あり	利用者の選択に基	づき、趣味・趣向に応	ぶじた創作活動等の場を提供します。		
他健康管理	常に利用者の健満じます。	東状況に注意すると	ともに、健康保持の7	とめの適切な措置を		
施設の利用に当たっての留意事項	・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに管理者に届出ること。 ・ケンカ、口輪、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけないこと。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。					
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対 応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。					
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	なし					
	個別機能訓練加算		あり			
	ADL維持等加算		なし			
	夜間看護体制加算		あり			
	協力医療機関連携	加算	あり			
	看取り介護加算		あり			
	入居継続支援加算		なし			
	生活機能向上連携	加算	なし			
	若年性認知症入居者	受入加算	なし			
	科学的介護推進体制		なし			
特定施設入居者生活介護の加算の対象と なるサービスの体制の有無	口腔・栄養スクリ		あり			
よる / ヒハッ/神間リ/日 ※	退院・退所時連携		あり			
	退居時情報提供加		あり			
	逐店時情報提供加昇 高齢者施設等感染対策向上加算		なし			
	生産性向上推進体		なし			
	認知症専門ケア加質		なし			
	サービス提供体制強化加算	(1)	あり			
	介護職員等処遇改 善加算	(1)	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の	配置率)			

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助				
达尔又按	その他の場合:				
	名称	医療法人社団交鐘会 あおぞら在宅診療所兵庫あまがさき			
	住所	兵庫県尼崎市東難波町5-2-17昭和尼崎ビル601号室			
	診療科目	内科全般、訪問診療			
		訪問診療、急変時の対応			
協力医療機関	協力内容	その他の場合:			
	名称	中河ホームクリニック			
	住所	大阪府吹田市青葉丘南6-9 パルプラザ青葉丘203号			
	診療科目	内科全般、訪問診療			
	協力内容	訪問診療、急変時の対応			
		その他の場合:			
	名称	村川歯科			
It is the standard of the stan	住所	大阪市福島区海老江2-1-38 ウエルネス2F			
協力歯科医療機関	- カカウ	訪問診療			
	協力内容	その他の場合:			

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合			
ハロスに石土とはい目だる物目		その他の場合:			
判断基準の内容		① 施設から移動を求める場合 施設管理・入居者の健康管理上、居室の移動が必要な場合 は、医師の所見を求め、一定の觀察期間経過後、入居者及 び身元引受人の同意を得る。 ② 入居者から移動を求める場合 施設管理・万全の介護サービスに支障がないと施設が認め る場合、入居者は心身の都合から居室移動を求めることが できる。			
手続の内容		居室移動の際には を得るものとする。	医師に所見を求め、	一定の観察期間を設け身元引受人の同意	
追加的費用の有無		なし	追加費用		
居室利用権の取扱い		変更なし			
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容		
	面積の増減	あり	変更の内容		
	便所の変更	なし	変更の内容		
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容		
	洗面所の変更	なし	変更の内容		
	台所の変更	なし	変更の内容		
	その他の変更	なし	変更の内容		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護				
留意事項	概ね60歳以上。一部感染症の方は、状態により入居をお断りすることがあります。				
契約の解除の内容	「サニーライフ桃	山台」入居契約書第3	81条		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		「サニーライフ桃山台」入居契約書第30条		
李未工 中から 呼れて 不め る 物 ロ	解約予告期間		90日		
入居者からの解約予告期間		30日			
体験入居	あり内容		1日当たり、お1人様13,200円。介護保険適用外、食事含む。最長1週間		
入居定員	124 人				
その他		•			

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)				
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1	
生活	相談員	2	2	0	2	
直接	処遇職員	40	36	4	38. 4	
	介護職員	34	33	1	33. 5	
	看護職員	6	3	3	5. 2	
機能	訓練指導員	1	1	0	1	
計画	作成担当者	2	2	0	2	
栄養	士	1	1	0	1	
調理員		5	3	2	4.3	
事務員		2	2	0	2	
その他職員		3	2	1	2.5	
1週	間のうち、常勤	の従業者だ	が勤務すん	べき時間数		40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考		
		常勤	非常勤	/佣 <i>行</i>
介護福祉士	30	30	0	
介護福祉士実務者研修修了者	0	0	0	
介護職員初任者研修修了者	2	2	0	
		_		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師					
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
柔道整復士	1	1			
あん摩マッサージ指圧師					
はり師					
きゅう師					

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時~ 時)					
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者	等を除く)	
看護職員	0	人	0	人	
介護職員	5	人	5	人	
生活相談員	0	人	0	人	
		人		人	

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用が開発し	契約上の	職員配置比率	3:1以上		
用者に対する看護・介護職員 の割合 (一般型特定施設以外の場	実際の配置比率			2.6 : 1	
合、本欄は省略)	(記入日	時点での利用者数:常勤換算職員数)		2.0 . 1	
		ホームの職員数	人		
外部サービス利用型特定施設料老人ホームの介護サービス		訪問介護事業所の名称			
(外部サービス利用型特定施 場合、本欄は省略)	設以外の	訪問看護事業所の名称			
200 E (通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

(暇員の人法)											
		他の職務	との兼務								
管理	者	業務に係る 資格等			資格等の名称						
		看護	職員	介護暗	員	生活村	相談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用 者数		1		4		1					
者数	度1年間の退職	2	1	16						1	
た業職務	1年未満	1		1		1					
員の人数	1年以上 3年未満			18		1					
た経験	3年以上 5年未満	3	3	11						2	
年数に応	5年以上 10年未満			1				1			
じ	10年以上										
備考	備考										
従業	従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式					
利用料金の支払い方式		月払い方式	月払い方式				
		選択方式の※該当する方式					
年齢に応じた金額設定		なし					
要介護状態に応じた金額設定		なし					
入院等による不在時における利用料金 (月払い)の取扱い		内容:	金(献立、ご入居者	そのいては、1日(3食)以上の欠食時に、基本料 、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等の 様が食さなくても維持するのにかかる費用相当 5円)を除いた額を日割り計算にて減額する。			
利用料金の改定	条件	消費者物価指数、人件費、物価等の変動に基づき改定					
小刀が金り以た	手続き	運営懇談会	運営懇談会にて説明し利用者・身元引受人等の意見を聴く				

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2		
入居者の状況		要介護度	要支援・要介護			
八店	有の仏仏	年齢	概ね60歳以上			
	部屋タイプ		介護居室個室			
		床面積	17. 3 m ² ~18. 9 m ²			
		トイレ	あり			
居室	の状況	洗面	あり			
		浴室	なし			
		台所	なし			
		収納	あり			
ス 昆	時点で必要な費用		なし			
八冶	时点(必安な負用		なし			
月額	費用の内訳					
	家賃		85,000円			
	食費		43, 465円			
	管理費		35,825円			
	光熱水費		管理費に含まれる			
	生活サポート費		「別添2 有料老人ホーム・ が提供するサービスの一覧表	サービス付き高齢者向け住宅 長」のとおり		
	特定施設入居者生活	介護の費用(※)	別添3・4のとおり			
	介護保険外サービス	の費用	別添3・4のとおり			
備考	考					

[※]介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)

(利用料金の算定根拠等)

家賃	周辺相場や	近隣施設	は(有料老人ホーム)の家賃相場より算定		
敷金	家賃の 0 か月分				
郑	解約時の対	応			
前払金	なし				
食費	食材費、おやつ代、人件費等より算定。基本料金は、献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等のご入居者様が食さなくても維持するのにかかる費用相当額。				
管理費	共用施設/個室の維持に関する管理費/事務費/管理部門に係 る人件費				
状況把握及び生活相談サービス費					
上乗せ介護費(介護保険外)	なし				
介護保険外で個別の希望等に基づき提供されるサービス (介護保険外)	「別添2 有 サービスの [・]	/	ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する のとおり		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数	()	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約 償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
区逐步の昇足力伝	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		
別公立ック体土元		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1 人
	65歳以上75歳未満	7 人
	75歳以上85歳未満	27 人
	85歳以上	71 人
	自立	人
	要支援1	1 人
	要支援2	1 人
要介護度別	要介護1	13 人
女月 曖 及 別	要介護2	21 人
	要介護3	32 人
	要介護4	27 人
	要介護5	15 人
	6か月未満	14 人
	6か月以上1年未満	7 人
入居期間別	1年以上5年未満	85 人
	5年以上10年未満	4 人
10年以上		人
喀痰吸引の必要	要な人/経管栄養の必要な人	1 人 / 0 人
入居者数		110 人

(入居者の属性)

性別	男性		20	人	女性	90 人		
男女比率	男性	18.1 %			女性	81.8 %		
入居率	85. 5	%	平均年齢	86. 4	歳	平均介護度	3.05	

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	人
	社会福祉施設	2 人
	医療機関	5 人
	死亡者	28 人
	その他	人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		
工用印度和10万4人亿		7 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		有料老人ホーム サニーライフ桃山台						
電話番号 / FAX		Tel:06-6845-1800 / Fax:06-6845-1802						
	平日	午前9時~午後5時						
対応している時間	土曜	午前9時~午後5時						
	日曜・祝日	午前9時~午後5時						
定休日		なし						
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部長寿社会政策課						
電話番号 / FAX		Tel:06-6858-2838 / Fax:06-	-6858-3146					
対応している時間	平日	午前8時45分~午後5時15分						
定休日		土日祝日、年末年始 (12/29~1/3)						
窓口の名称(サ高住所管庁)								
電話番号 / FAX		/						
対応している時間	平日							
定休日								
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整	委員会)	話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)						
電話番号 / FAX		Tel:06-6858-2815 Fax:06-	-6854-4344					
対応している時間	平日	午前9時00分~午後5時15分						
定休日		土日祝日、年末年始 (12/29~1/3)						
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連	合会)	大阪府国民健康保険団体連合会						
電話番号 / FAX		Tel:06-6949-5418						
対応している時間	平日	午前9時00分~午後5時00分						
定休日		土日祝日						
窓口の名称(虐待の場合)		豊中市福祉部長寿安心課						
電話番号 / FAX		Tel:06-6858-2866 / Fax:06-6858-3611						
対応している時間	平日	午前8時45分~午後5時15分						
定休日		土日祝日、年末年始 (12/29~1/3)						

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

() The Manual Carlot Supported Assets of the Carlot Supported								
	加入先	損保ジャパン株式会社						
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	賠償責任保険						
	その他							
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故の検証結果に基づき、必要であれば速やかに損害賠償 対応を行う							
事故対応及びその予防のための指針	あり	事故防止マニュアル						

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		ありの場合		施設受付窓口に意見箱を設置			
利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す	* n		実施日				
和等利用者の息見等を把握する取組の状況	8) 9		結果の開示	なし			
			加木の用小	開示の方法	Ē.		
		あり	の場合	-	•		
	なし		実施日				
第三者による評価の実施状況			評価機関名称				
			結果の開示				
				開示の方法	ż		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

		,	10 - III A						
		あ	りの場合						
			開催頻度	年 2回					
運営懇談会	あり		構成員	施設職員、入居者並びに身元引受人 等					
		な	しの場合の代替措						
		置	の内容						
提携ホームへの移行	なし		りの場合の提携 ーム名						
個人情報の保護	い業個事秘終職会を後の等	・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び、豊中市個人情報保護条例を遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をする上で知りえた入居者及び家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、サービス利用契約終了後においても、上記の秘密を保持する。 ・職員の退職後も上記の秘密を保持する内容の雇用契約とする。 ・会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。							
緊急時等における対応方法	関ル 関ル 関ル 例病 定連 関係 ・ ・ 関係 に 関係 に に に に に に に に に に に に に	 ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。(緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく) 〈例> ・病気、発熱、事故(骨折・縫合等)が発生した場合、連絡先(入居者が指定した者:家族・後見人)及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 							
大阪府福祉のまちづくり条例に定 める基準の適合性	適合		適合の場合 内容						
豊中市有料老人ホーム設置運営指 導指針「7. 規模及び構造設備」 に合致しない事項	あり	あり							
合致しない事項がある場合の内 容	10人程度	に1	ヵ所以上の浴室は設	置していない。					
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置 の内容	量等							
不適合事項がある場合の入居者 への説明	週2回の	型2回の入浴機会を確保できるよう、入浴計画を策定する。							
上記項目以外で合致しない事項	なし								
合致しない事項の内容									
代替措置等の内容									
不適合事項がある場合の入居者 への説明									

添付書類:別添1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

別添3 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

別添4 介護報酬額の自己負担基準表

	重要事項の内容 り説明を受ける		医療サート	ごス等及びその何	他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、
令和	年 (年)	月	日	
(入居者)	1				
住 所					
氏 名					様
(入居者	代理人)				
住 所					
氏 名					様
		•	•		

上記の重要事項の内容、並びに、医療サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、入居者、入居者代理人に説明しました。

令和 年(年) 月 日

説明者氏名

(事業者)

(別添1) 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	サービスの種類		ケアプランに基づいて介護保険内で提供されるサービス		6外で個別の希望等に基づき提供されるサービス	備	考
			料金 ※1	実施の有無	料金(税抜)※2	1/用	芍
	食事介助	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
	排せつ介助・おむつ交換	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
介	おむつ代			あり	実費		
護サ	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
ピ	特浴介助	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
ス	身辺介助(移動・着替え等)	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
	機能訓練	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
	通院介助	なし		なし			
	居室清掃	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	あり	週2回を超える場合は550円/回		
	リネン交換	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
	日常の洗濯	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし	週2回を超える場合は550円/回		
生活	居室配膳・下膳	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
サー	入居者の嗜好に応じた特別な食事 	なし		なし			
ビ	おやつ			あり	食費に含まれる		
ス	理美容師による理美容サービス 			あり	実費		
	買い物代行	なし		あり	週1回指定日以外は30分550円		
	役所手続代行 	なし		あり	週1回指定日以外は30分550円		
	金銭・貯金管理	なし		あり	生活預り金事務手数料として550円/月		
健	定期健康診断	なし		あり	実費		
康管	健康相談	なし		なし			
理サ	生活指導・栄養指導	なし		なし			
ビ	服薬支援	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	なし			
ス	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし		なし			
入退	移送サービス	なし		あり	協力医療機関以外は550円/回		
院の	入退院時の同行	あり	特定施設入居者生活介護費用に含まれる	あり	協力医療機関以外は550円/回		
サービ	入院中の洗濯物交換・買い物			なし			
ス	入院中の見舞い訪問			あり	協力医療機関以外は550円/回		

^{※1}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。
※2ケアプランに定められた回数を超える分や個人の希望によるサービスは介護保険外サービス。

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(介護保険自己負担額)【自動計算】

当施設の地域区分単価 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。

但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本	1日あた	1日あたり (円)		か (円)	備考		
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1		183	1, 928	193	57, 864	5, 787	介護予防特定施設入
要支援 2		313	3, 299	330	98, 970	9, 897	所者生活介護の費用
要介護 1		542	5, 712	572	171, 380	17, 138	
要介護 2		609	6, 418	642	192, 565	19, 257	<u>短期利用</u> 特定施設入
要介護3		679	7, 156	716	214, 699	21, 470	居者生活介護【地域密着型も含む】も同
要介護 4		744	7, 841	785	235, 252	23, 526	額の費用
要介護 5		813	8, 569	857	257, 070	25, 707	
			1日あた	り (円)	30日あたり	り (円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算(I)	あり	12	126	13	3, 794	380	1日につき
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	なし						1月につき
ADL維持等加算	なし						1月につき
夜間看護体制加算	(II)	9	94	10	2, 845	285	1日につき
協力医療機関連携加算	あり①	100	-	=	1, 054	106	1月につき
	(I)	72	758	76	-	-	1日につき
看取り介護加算		144	1, 517	152	=	=	1日につき
有以り川磯川昇		680	7, 167	717	-	=	1日につき
		1, 280	13, 491	1, 350	-	-	1日につき
入居継続支援加算	なし						1日につき
生活機能向上連携加算	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	なし						1日につき
科学的介護推進体制加算	なし						1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20					1回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	1日につき
退居時情報提供加算	あり	250					1回につき
認知症専門ケア加算	なし						1日につき
高齢者施設等感染対策向上加算	なし						1月につき
生産性向上推進体制加算	なし						1月につき
サービス提供体制強化加算	(I)	22	231	24	6, 956	696	1日につき
介護職員等処遇改善加算	(I)	((介護予防)	特定施設力	居者生活介	護+加算単位数	数)×12.8%	

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要) ※以下の要件全てに該当すること【要支援は除く】

①指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。

②指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただ し、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下で あること。

のること。 ③利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 ④家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。 ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要) ※以下の要件全てに該当すること

・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復 師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)を1名以上配置していること。(利用者の数が100を超える場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員とし て常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること)

※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師圧師の 資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。

②利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・ADL維持等加算【要支援は除く】

①評価対象者の総数が十人以上であること

①評価対象者の総級が下入以上であること。 ②評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して六月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ③評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定した ADLではアンデーの対象利用開始月に測定したA

DL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が一以上であること。

・夜間看護体制加算(I)【要支援は除く】

①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること

②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているこ

③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、 同意を得ていること。

・夜間看護体制加算(Ⅱ)【要支援は除く】

①夜間看護体制加算(I)の①及び③に該当すること

②看護職員により又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

・協力医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保 していること

※①、②の要件を満たす場合は100単位/月、それ以外の場合は40単位/月

・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】

①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているこ

②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏 まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ③看取りに関する職員研修を行っていること。

(1)医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者。 ②医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受 けた上で、同意をしている者を含む)

③看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に 関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意をした上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上 で、同意をしている者を含む)。

・入居継続支援加算(I)(Ⅱ)【要支援は除く】

①社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であるこ

②社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占め る割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ③介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること ④人員基準欠如に該当していないこと。

※①又は②のいずれかに適合し、かつ、③及び④のいずれにも適合する場合は(I)、入居継続支援加算(I)の①又は②の いずれかに適合し、かつ、③及び④いずれにも適合する場合は(Ⅱ)

生活機能向上連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

· 若年性認知症入居者受入加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして豊中市長に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。) に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。

• 科学的介護推進体制加算

- ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ②必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その 他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・口腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

·退院 · 退所時連携加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

• 退居時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

・認知症専門ケア加算(I)【短期利用(地域密着含む)は除く】

- ①利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅢ、IV又はMに該当する者。以下「対象者」という)の占める割合が50%以上であること。②認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践リーダー研修)を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1以
- ②認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護美践リーター研修)を終了している者を、対象者の数か20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は、1に当該対象者の数19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
- ③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算(Ⅱ) 【短期利用(地域密着含む)は除く】

- ①認知症専門ケア加算 (I) の算定要件をいずれも満たすこと。
- ②認知症介護の指導に係る専門的な研修(認知症介護指導者研修)を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアの指導を関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

· 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

- ①感染症法第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

· 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)

①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

· 生產性向上推進体制加算 (I)

- ①生産性向上推進体制加算(Π)の要件を満たし、(Π)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
- ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

· 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)

- ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全 対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

・サービス提供体制強化加算(I)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること、または介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上
- の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ②質の向上に資する取組を実施していること。 ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

・サービス提供体制強化加算(皿)

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の 占める割合が75%以上であること、または入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以 上であること
- ②人員基準欠如に該当していないこと。

·介護職員処遇改善加算(I)~(V)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、豊中市長に届け出 ること。

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表(地域区分別1単位の単価 4級地 10.54円)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

<特定施設入居者生活介護費·特定施設入居者生活介護費>

、特定施設人店有主治力設員,特定施設	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要 支 援 1	183 単位/日	57,864円	5,787円	11,573円	17,360円
要 支 援 2	313 単位/日	98, 970円	9,897円	19,794円	29,691円
要 介 護 1	542 単位/日	171,380円	17, 138円	34, 276円	51,414円
要 介 護 2	609 単位/日	192, 565円	19, 257円	38, 513円	57,770円
要 介 護 3	679 単位/日	214, 699円	21,470円	42,940円	64, 410円
要 介 護 4	744 単位/日	235, 252円	23, 526円	47,051円	70,576円
要 介 護 5	813 単位/日	257,070円	25,707円	51, 414円	77, 121円

<各種加算>												
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)							
個別機能訓練加算 (I)	12 単位/日	3,794円	380円	759円	1, 139円							
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	210円	21円	42円	63円							
ADL維持等加算 (I)	30 単位/月	316円	32円	64円	95円							
ADL維持等加算 (II)	60 単位/月	632円	64円	127円	190円							
夜間看護体制加算 (I)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円							
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,845円	285円	569円	854円							
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円							
入居継続支援加算 (I)	36 単位/日	11, 383円	1,139円	2,277円	3,415円							
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円							
生活機能向上連携加算 (I) (個別機能測練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円							
生活機能向上連携加算 (II) (個別機能訓練加算を算定する場合は 1月につき100単位)	200 単位/月	2,108円	211円	422円	633円							
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円							
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421円	43円	85円	127円							
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	210円	21円	42円	63円							
退院・退所時連携加算 (入居後30日以内)	30 単位/日	9, 486円	949円	1,898円	2,846円							
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,635円	264円	527円	791円							
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日	948円	95円	190円	285円							
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位/日	1,264円	127円	253円	380円							
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円							
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	52円	6円	11円	16円							
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月	1,054円	106円	211円	317円							
生産性向上推進体制加算 (II)	10 単位/月	105円	11円	21円	32円							
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円							
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円							
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日	1,897円	190円	380円	570円							
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72 単位/日	758円/日	76円/日	152円/日	228円/日							
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	1,517円/日	152円/日	304円/日	456円/日							
看取り介護加算 (I) (死亡前日及び前々日)	680 単位/日	7,167円/日	717円/日	1,434円/日	2,151円/日							
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280 単位	13, 491円	1,350円	2,699円	4,048円							
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	572 単位/日	6,028円/日	603円/日	1,206円/日	1,809円/日							
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	644 単位/日	6,787円/日	679円/日	1,358円/日	2,037円/日							
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日及び前々日)	1180 単位/日	# # #	1,244円/日	2,488円/日	3,732円/日							
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780 単位	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円							
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (V)	-	-	-	-	-							

^{・1}か月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

	介護報酬		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	自己負担	(1割の場合)							
		(2割の場合)							
		(3割の場合)							